資料３

家庭的保育者の事業終了について

新宿区の家庭的保育者については、新宿区家庭的保育事業（家庭的保育者）実施要綱第 14 条第１項の規定により、年度末時点で満 65 歳以下であることを要件としています。ただし、第２項の規定により、年度単位で３回まで更新可能としています。

家庭的保育者１名については、令和９年度末に３回目の更新期間が満了し、事業終了となることから、下記のとおり対応します。

記

１　対象となる家庭的保育者

・名称及び所在地　　田口家庭的保育者　新宿区市谷柳町（地番省略）

・事 業 終 了 日　　令和 10 年３月 31 日

・定　　員　　等

	０歳児	１歳児	２歳児	計
定　員		５名		５名
在籍数(R8.9 現在)	１名	０名	０名	１名

２　今後の児童の募集

令和８年度は、これまでどおり募集します。

令和８年 11 月入園以降の申込みは、令和９年度末で田口家庭的保育者による保育が終了する旨を説明し、了承を得た上で受け付けます。

令和９年度は、４月入園から 12 月入園までの間、募集します。

令和 10 年１月入園以降の募集は、令和 10 年４月入園の認可保育園等の利用調整の実施時期との関係から、転園先の確保に向けた支援が困難となるため行いません。

３　在園児童の処遇

(1)　令和８年 10 月までに入園した児童

令和８年度 ０歳児クラス	令和８年度 １歳児クラス 及び ２歳児クラス
令和９年４月又は令和 10 年４月転園申込みの際は、利用調整時に加点します。	令和９年４月又は令和 10 年４月の３歳児クラスへの進級の際は、従来の家庭的保育事業の卒園による利用終了と同様に次のとおり対応します。 ・連携施設への転園を希望する場合 連携施設（２園）のいずれかへの入園を決定します。 ・連携施設以外へ転園を希望する場合 利用調整時に加点します。

(2)　令和 8 年 11 月以降に入園した児童

令和 9 年度 0 歳児クラス 及び 1 歳児クラス	令和 9 年度 2 歳児クラス
令和 10 年 4 月の進級の際は、転園申込みを受け、利用調整時に加点します。	令和 10 年 4 月の 3 歳児クラスへの進級の際は、従来の家庭的保育事業の卒園による利用終了と同様に対応します。（上記 3 (1) 参照）

4　周辺の保育ニーズ

当該事業が終了した場合でも、新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）における保育定員数は確保されているため、地域の保育ニーズに対応できる見込みです。

5　今後の予定

令和 8 年	11 月～	令和 9 年度版 新宿区認可保育園等申込みの手引きによる周知
令和 9 年	12 月	入園児童の募集終了
令和 10 年	3 月末	事業終了